

●案件名：豊見城市放課後子ども教室推進事業に係る教育活動推進員・教育活動サポーター業務委託

公表日：平成31年4月26日

更新日：令和元年6月12日

契約を締結する前

契約件名	豊見城市放課後子ども教室推進事業に係る教育活動推進員・教育活動サポーター業務委託
契約内容	放課後や長期休暇の子どもたちと学習や遊び等に取り組みながら、子どもたちの安全管理を行う。 ●年間210～280教室 ●1教室（2時間、4名配置）
契約相手方の決定方法及び選定基準	次の条件をすべて満たすことを要する。 なお、団体が複数ある場合は見積書を徴し最も低い者と契約締結する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2. 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4. 本市との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	見積書の提出 提出期限：令和元年5月8日（水）17:00まで
契約担当課	豊見城市教育委員会 教育部 生涯学習振興課 生涯学習振興班 電話：098-850-3280

契約を締結した後

<p>契 約 件 名</p>	<p>豊見城市放課後子ども教室推進事業に係る教育活動推進員・教育活動サポーター業務</p>
<p>契約相手方名称及び住所</p>	<p>(公社) 豊見城市シルバー人材センター 理事長 比嘉 健夫 豊見城市字平良 536 番地</p>
<p>契約相手方とした理由</p>	<p>次に掲げる選定基準の条件をすべて満たした見積書提出者が当該団体のみであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。
<p>契約締結日</p>	<p>令和元年5月28日</p>
<p>契約金額（消費税込み）</p>	<p>¥1,346,604-</p>